

後期高齢者医療保険料



平成20年4月よりスタートする後期高齢者医療制度の保険料の賦課額などが、神奈川県後期高齢者医療広域連合で決まりました。

保険料の賦課額は、被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」の合計額です。平成20年度及び21年度の所得割額を算定する所得割率は100分の7.45、被保険者均等割額は39,860円で、保険料賦課限度額は50万円です。神奈川県内は、同じ取り扱いです。

なお、所得の低い世帯に属する方や被用者保険の被扶養者であった方に対しては保険料が軽減され、災害により著しい被害を受けた場合等の特別な理由のある方に対しての保険料減免もあります。

そして、保険料は被保険者ごとに決まり、一人ひとりが松田町へ納めていただくようになりますが、原則として年金（年額18万円以上の方）からの天引き（特別徴収）となります。特別徴収以外の方は、口座振替や納付書で松田町へ納めていただく普通徴収となります。

また、被保険者の死亡に際しては、50,000円の葬祭費を支給します。

保険料の算出例

[厚生年金収入208万円の方の場合]
保険料は、年額80,830円になります。

・ 所得割額

[収入額]	[公的年金控除額]	[基礎控除額]	[所得割率]	[所得割額]
(2,080,000円 - 1,200,000円 - 330,000円)			× 7.45/100	= 40,975円

・ 被保険者均等割額 39,860円

[所得割額]	[均等割額]	[保険料]
40,975円 + 39,860円	⇒	80,830円 (10円未満切捨て)

・ 保険料

この後期高齢者医療制度は、75歳以上の方及び一定の障害がある65歳以上の方を被保険者とした新しい制度です。今まで、医療保険（国民健康保険、健康保険、共済組合など）に加入されて老人保健制度の対象となっていた75歳以上の方等は、現在加入している医療保険から後期高齢者医療制度に移行します。

この制度の運営は、都道府県ごとに行われ、神奈川県では、県内全市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が行います。しかし、皆さんからの申請や相談などの窓口事務、保険証の引渡し、保険料の徴収は、松田町（町民健康課国保年金係）が行います。

また、療養の給付などの保険給付や医療機関での自己負担割合（一般の方は1割、現役並み所得の方は3割）は、現行の老人保健制度と同じです。

後期高齢者医療制度については、今後も広報等でお知らせします。

【問合せ】町民健康課国保年金係 ☎ 8 3 - 1 2 2 5

住民基本台帳の閲覧状況

平成18年11月1日から住民基本台帳法の一部改正にともない、住民基本台帳の閲覧については「原則公開」から「原則非公開」になりました。これにより基本的に閲覧はできなくなり、例外的に次の場合は申請することで閲覧することができます。

1. 国や地方公共団体が法令の定める事務遂行のために閲覧する場合。
2. 統計調査・世論調査・学術研究等の調査研究のうち、公益性が高いと認められるものの対象者を抽出する目的で閲覧する場合。
3. 公益的な団体（例：社会福祉協議会）が地域住民の福祉の向上に寄与するなど、公益性の高い事業を実施するために閲覧をする場合など。

また、この改正により閲覧状況の公表も義務づけられることになり、平成18年11月から平成19年10月末までの閲覧状況を下表のとおり公表します。

【問合せ】町民健康課町民窓口係 ☎ 8 3 - 1 2 2 5

上記1の理由による閲覧状況

国または地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧の範囲
自衛隊 神奈川県協力本部	「自衛官募集による適齢者情報の提供について」の対象抽出	平成19年 6月20日	全 域 H元.4.2～ H2.4.1生

上記2の理由による閲覧状況

申出者氏名	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧の範囲
株サーベイ リサーチセンター	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)が実施する「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査」の対象抽出	平成19年 3月1日	松田惣領
社団法人 中央調査社	日本大学人口研究所が実施する「仕事と家族に関する全国調査」の対象抽出	平成19年 3月13日	松田庶子
株サーベイ リサーチセンター	神奈川県県民部が実施する「県民ニーズ調査」の対象抽出	平成19年 7月18日	松田惣領
社団法人 新情報センター	神奈川県保健福祉部が実施する「受動喫煙に関する県民意識調査」の対象抽出	平成19年 9月26日	松田惣領 松田庶子
株サーベイ リサーチセンター	神奈川県県民部が実施する「県民のボランティア活動に関する調査」の対象抽出	平成19年 10月17日	松田惣領

秋の叙勲

[危険業務従事者叙勲]

11月3日、危険業務従事者叙勲が発令され、町では2名の方が受章されました。

瑞宝単光章
柴岡 倅作さん
(中丸自治会)



柴岡さんは、昭和26年に神奈川県警察に入庁され、巡査部長、警部補、警部を歴任し、平成2年3月に退職されました。39年の長きにわたり、警察職務に精励し、公共の安全と秩序の維持に尽力されました。警察本部交通課、大和警察署、茅ヶ崎警察署、交通機動隊、厚木警察署、小田原警察署などに勤務し、なかでも交通警察部門への配属が多く、交通法規の遵守のためにご活躍されました。

瑞宝単光章
濱田 高さん
(中丸自治会)



濱田さんは、昭和26年に神奈川県警察に入庁され、巡査部長、警部補、警部を歴任し、昭和63年3月に退職されました。37年間の警察職務では、足柄地区警察署をはじめ、松田警察署、小田原警察署に勤務され、最後に警察本部で退職を迎えられました。主に刑事警察部門において活躍され、贈収賄事件などを担当する知能犯捜査員として多数の事件を担当し解決されました。

【問合せ】庶務課庶務係 ☎ 8 3 - 1 2 2 1